

# 護身術スタジオ TOTAL DEFENSE-Close Combat Techniques-会員 規約

## 名称及び所在地

第1条 本スタジオの名称・所在地は本文末尾に明記します。(以下「スタジオ」といいます)

## 運 営

第2条 本スタジオの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・スタジオ諸費用、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は護身術スタジオTOTAL DEFENSEが行います。

## 目 的

第3条 本スタジオは、入会された会員が本スタジオ内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともに会員相互の親睦を密にし品位ある護身術トレーニングをエンジョイすることを目的とします。

## 入会資格

第4条 ①本スタジオに入会できる方は、6歳以上の方で本スタジオの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。  
②刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑なトレーニングに支障を来す可能性がある方その他本スタジオが不適当と認める方は、入会をお断りします。また、これらの事象が判明した時点で退会していただきます。  
③本スタジオに入会する方は、本スタジオ所定の入会申込書を提出しなければなりません。

## 入会手続

第5条 本スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。なお、入会する本人が未成年の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し本規約第13条に定める危険負担と本スタジオの免責につき同意するものとします。

## 入会金

第6条 会員は、本スタジオの定める入会金を、所定の方法で本スタジオに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。休会(最長1年)期間が過ぎた場合は、再度入会金が発生致します。

## 資格停止及び除名

第7条 本スタジオは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。  
一 本会員の定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき。  
(除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)  
二 本会員の施設を故意に毀損したとき。  
三 本規約、その他本会員が定める規則に違反したとき。  
四 本会員の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。  
五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。  
六 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。  
七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。  
八 その他本スタジオが、社会通念に照らし、本スタジオ会員としてふさわしくないと認めたとき。  
九 休会(最長1年)期間が終了したとき。

## 会員資格の喪失

第8条 会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。会員が資格を喪失した場合には、本スタジオから貸与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

## 会費等の支払

第9条 会員は、本スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の金額、支払期限及び支払方法等は本スタジオが定めるものとします。(月会費は、会員が本スタジオの会員資格を有する限り、現実に本スタジオの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

## 休 会

第10条 ①会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌稽古日)までに本スタジオに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本スタジオの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。  
②一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本スタジオの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。(最長、1回につき連続1年間まで)

## 退 会

第11条 会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌稽古日)までに本スタジオに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けられません。10日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本スタジオが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

## 施設の廃止、利用制限

### 第12条

- ①本スタジオは、次の事由により本教室の一部または全部を閉鎖することができます。
  - 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スタジオの業務遂行に支障があるとき。
  - 二 施設の改造または補修工事実施のとき。
  - 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
  - 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
  - 五 その他やむを得ない事由が発生したとき。
- ②各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。

## メンバーの利用及び事故

### 第13条

- ①会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本スタジオの施設を利用するものとします。
- ②本スタジオは、会員が本スタジオの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本スタジオの責に帰すべき事由が無い限り、責任を負いません。  
会員同士の本スタジオ内外でのトラブルについても同様とします。
- ③会員は、本スタジオにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。  
また、本スタジオの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

## 変更事項

### 第14条

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

## 諸費用の改定

### 第15条

本スタジオは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本スタジオは改定日の1ヶ月以上前までに会員連絡及び当スタジオホームページにて会員に告知するものとします。

## 細則

### 第16条

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本スタジオが定めるものとします。

## 改定

### 第17条

本規約の改定及び変更は本教室により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとし、なお、本教室が本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を会員連絡及び当教室ホームページにて会員に告知するものとします。

## 附則

### 第18条

本規約は2014年9月1日より施行します。

#### 名称及び所在地

名 称：護身術スタジオ TOTAL DEFENCE-Close Combat Techniques-  
福岡市早良区内野5-8-14